

## 指導行政のポイント

### “学校管理”に新たな提言

菱村 幸彦

昨年12月16日に、中央教育審議会から中間報告「今後の学校の管理運営の在り方について」が公表された。

#### “地域運営学校”と“公設民営学校”

中間報告は、「地域が参画する新しいタイプの公立学校の運営の在り方」（地域運営学校）と「公立学校の管理運営の包括的な委託の在り方」（公設民営学校）の二つのテーマを取り上げている。

本紙の限られた紙面でその内容を紹介することは無理だが、ポイントのみを掲げれば、次のとおりである。

#### 〔地域運営学校の基本的な考え方〕

学校運営の選択肢拡大の一つの手段で、教委の判断により設置する。

保護者等を含めた学校運営協議会を設置する。

運営協議会は、教育計画・予算計画等の承認とともに校長や教職員の人事についても関与する。

教職員人事など校長の裁量権を拡大する。

学校の自己評価に加え、教委による点検・評価を行い、必要に応じて、指導・指定取消し等の是正措置を行う。

#### 〔公設民営学校の基本的な考え方〕

当面、幼稚園と高校を対象とすべきである。

委託先は、学校法人など安定的経営基盤と実績等を踏まえることが必要である。

手続きは地方自治法上の「指定管理者制度」を活用する。

学校の自己評価に加え、教委による点検・評価を行い、必要に応じて、指導・委託の取消し等の是正措置を行う。

さて、こうした学校をどうみるか。正直なところ、

いずれもぜひ実現したい改革とは思えない。それでもまあ、地域運営学校は、近年の学校改革の流れに沿うものであり、学校運営の一つの選択肢として意味がある。

しかし、公設民営学校は、公教育として、果たしてうまく機能するだろうか。

#### “外部からの改革圧力”への懸念

中教審は、公設民営学校について、経費の削減等による教育の質の低下、生徒指導など短期の投資効果が出ない部分の切り捨て、学校事故の責任の不明確化、学校の閉鎖による教育を受ける機会の侵害等の懸念を指摘している。

推進者はアメリカのチャータースクールをイメージしているようだが、チャータースクールの現実は、当初予想されたほどの効果はなく、むしろ最近の問題の多いことが報道されている。

このところ、義務教育費国庫負担制度の見直し、構造改革特区の推進、そして今回の地域運営学校と公設民営学校の導入など、多くの教育関係者が疑問視するような改革が課題となっている。

これらの改革は、経済財政諮問会議、総合規制改革会議、地方分権改革推進会議など、教育の外から持ち込まれたものである。

改革をすることで教育が本当によくなるならいいけれど、もし悪くなったら、一体だれが責任をとるのか。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

本紙は<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

…本紙は、購読料不要です。配信の中止・FAX番号変更等の連絡は、抹消・登録に必要な宛先、新・旧FAX番号、等を必ずご明記くださるようお願いいたします。

●新刊案内●

緊急出版！

2月中旬刊行予定 予約申込み受付中

教育開発研究所刊

文科省通知（12/26）に基づく改訂のポイントを徹底解説 / B5判 240頁・定価 2500円

## 『改訂学習指導要領 全文と要点解説』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）